**【別紙】標準作業手順書について（タイ、インド向け※）**

１．第３号様式（登録選果こん包施設申請書）に添付する「標準作業手順書」については、各自で取り決めしている出荷規格、またはそれに準じたものを添付してください。

２．次の参考例は、「青森県りんご県外出荷規格条例施行規則」（平成24年廃止）を参考にして作成したものであり、実際の出荷規格とは必ずしも整合しているものではないので留意してください。

３．添付する標準作業手順書には、「病害虫の付着や感染していない」、「キズ等障害果は取り除く」等の品質管理に関する内容が含まれているものとするほか、果数別基準では重量または大きさにより区分したものを記載してください。

**※タイは提出必須ですが、インドは手順書を有することが条件です。**

**（参考例）**

**株式会社植防アップル　りんご出荷規格**

１．等級別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 等級 | 特選 | 特 | 特Ａ | 秀 |
| 色沢 | 品種固有の熟色が優秀なもの | 品種固有の熟色が秀でたもの | 品種固有の熟色が優良なもの | 品種固有の熟色が良好なもの |
| 玉ぞろい | 果数で定める大きさの称呼区分のいずれかに該当し、異なる大きさの区分のものが混入しないもの |
| 重欠点果 | 混入しないもの |
| 軽欠点果 | ほとんどないもの | おおむねないもの |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重欠点果 | (1)異品種果 | 品種間相互をそれぞれ異品種果とする。 |
| (2)腐敗変質果 | 果肉（果芯を含む。以下同じ。）が腐敗し、又は変質しているもの。過熟は変質とみなす。 |
| (3)病害虫果 | 病虫害の被害が果肉に及ぶもの。 |
| (4)未熟果 | でん粉含量、糖度、色沢等により成熟度が著しく不十分と認めるもの。 |
| (5)障害果 | 雹害若しくは裂傷のあるもの又は切傷等の生傷若しくは圧傷のあるもの。但し、傷の軽微なものは除く。 |
| (6)その他 | 成熟以前の落果を人工着色したもの、しなびたもの、異物の付着が著しいもの、又は軽欠点に属する事項で、その被害程度が特に著しいもの |
| 軽欠点果（但し、重欠点果に該当しないもの）　 | (1)品種固有の果形がくずれたもの。(2)さびのあるもの。(3)すす点病、黒点病、カイガラムシ等の被害が果皮にとどまるもの又は付着しているもの。(4)日やけ、薬害、さかさ実等で外観の劣るもの。(5)つる抜けのものやその他の欠点程度の軽微なもの。 |

２．１果の等級別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 等級 | 特選 | 特 | 特Ａ | 秀 |
| 形状 | 優秀なもの | 秀でたもの | 優良なもの。 | 良好なもの。 |
| つるさび | 肩まで上らないもの | 肩に上り、その周囲５分の１以下のもの。 | 肩に上り、その周囲３分の１以下のもの。 |
| つるさび以外のさび | 平滑に散在しており、総合して果面の１０分の１以下のもの | 同上 | 同上 |
| 日やけ | 認めない | 薄桃色で直径1.0㎜以下のもの。 | 薄桃色で直径2.0㎜以下のもの。 |
| 黒点病 | 認めない | 直径0.3㎝以下で５個以下のもの。 | 直径0.3㎝以下で10個以下のもの。 |
| なめり | 認めない | 平滑で直径0.9㎝以下のもの。 | 平滑で直径1.2㎝以下のもの |
| その他の病害虫 | 認めない | 被害がほとんど果肉に及ばないもので目立たないもの。 |
| 障害 | 認めない | 刺傷、打傷等の生傷、圧傷がないもの。枝ずれなど損傷が目立たないもの。 |
| つる抜け | 認めない | 色沢が秀でたもの。 |
| さかさ実 | 認めない | 目立たないもの。 |
| その他の欠点 | ほんどないもの | 目立たないもの。 |

３．果数　*※次の「重量」または「大きさ」のどちらかを記載*

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 称呼 | 26玉 | 28玉 | 32玉 | 36玉 | 40玉 | 46玉 | 50玉 |
| １果の基準重量 | 約385g | 約358g | 約313g | 約278g | 約250g | 約218g | 約200g |

※称呼区分は、10㎏詰め１箱当たり玉数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 称呼 | 26玉 | 28玉 | 32玉 | 36玉 | 40玉 | 46玉 | 50玉 |
| １果の大きさ（直径） | ○.○㎝程度 | ○.○㎝程度 | ○.○㎝程度 | ○.○㎝程度 | ○.○㎝程度 | ○.○㎝程度 | ○.○㎝程度 |

※称呼区分は、10㎏詰め１箱当たり玉数